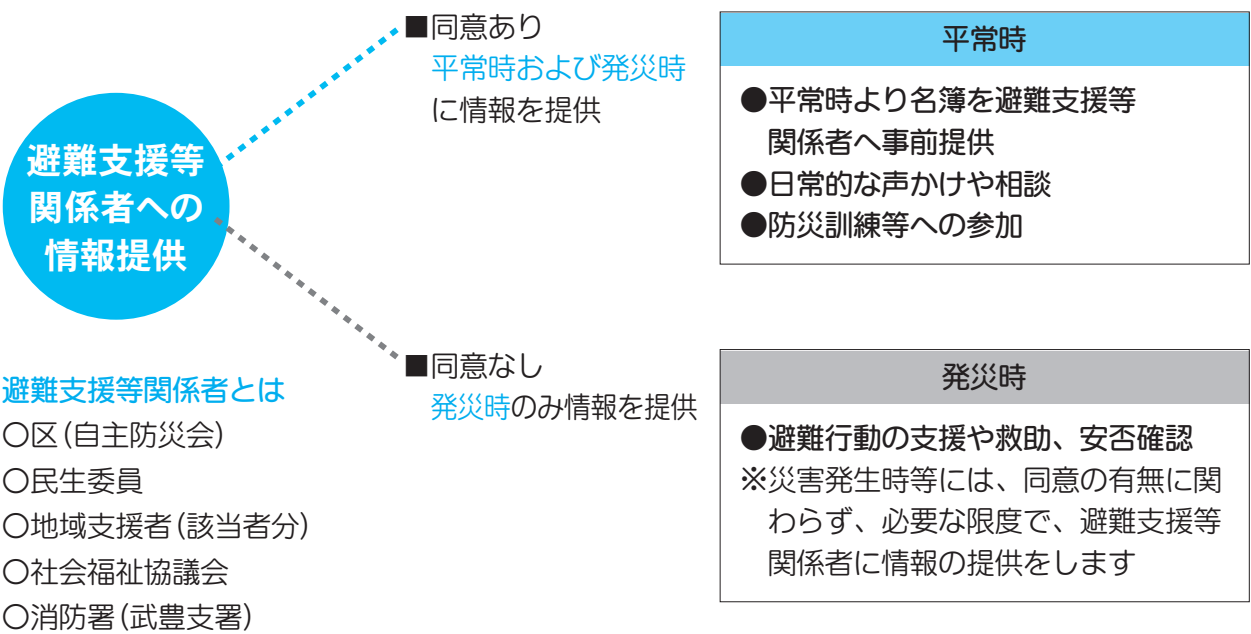
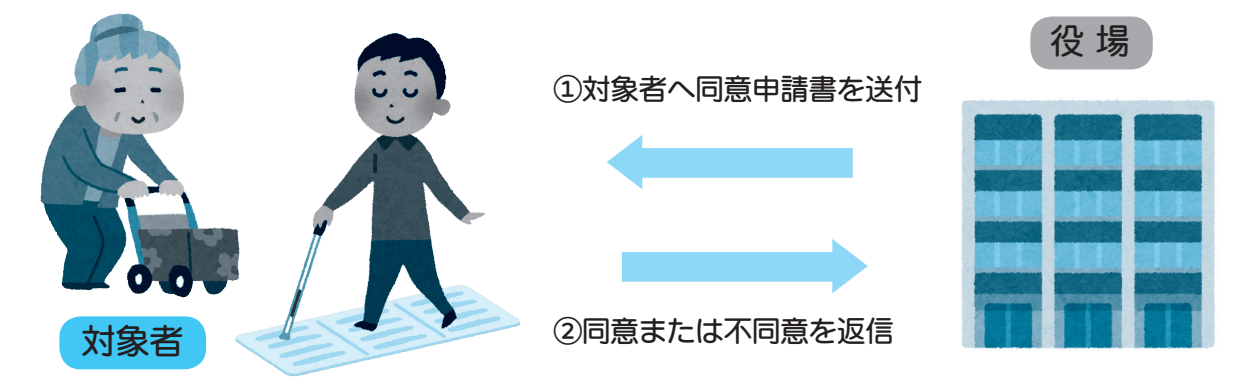


制度のしくみ



お願いしたいこと

★同意の意思について、申し出がない限り自動継続としますが、申請内容等に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

★避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。

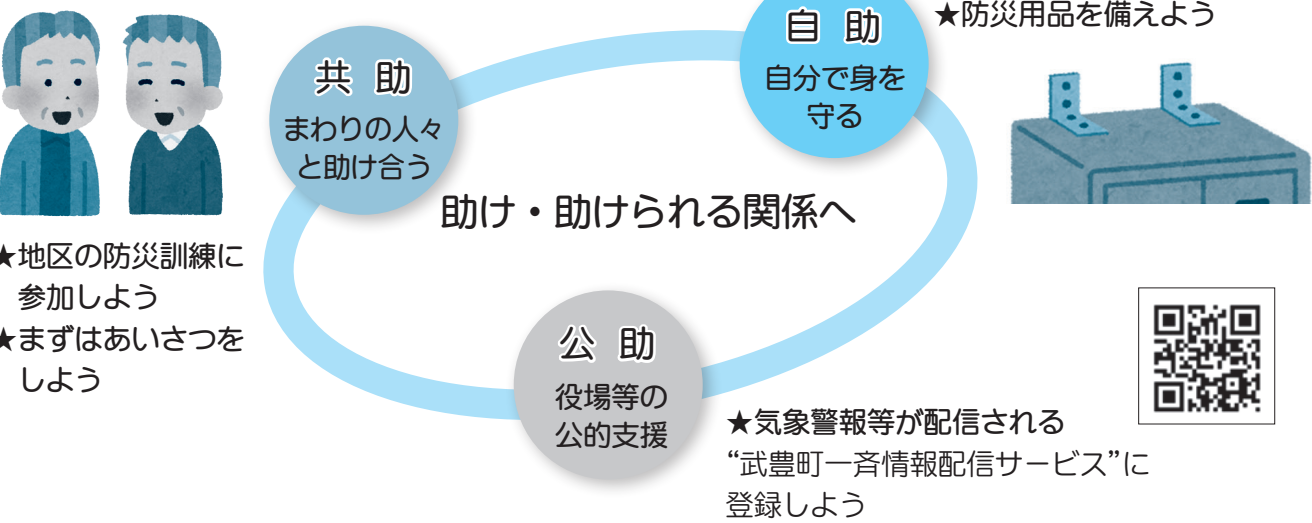
安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

風水害時に、危険な場所から避難する場合は、警戒レベル3(※)で避難してください。

※警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です

助け・助けられる関係へ

阪神・淡路大震災で生き埋めになり助かった人のうち、9割以上が自助・共助により助かりました。日ごろから、となり近所に自分を知ってもらうことが、発災時に助け・助けられる関係へとつながります。



避難行動要支援者避難支援制度について

障がいのある人や、一人暮らしの高齢者等を対象に、災害が起きたときに支援を必要とする人へ、区(自主防災会)、民生委員、近所の人等が避難支援等関係者と連携して支援をしていく制度です。

避難行動要支援者とは、生活の基盤が自宅にある人のうち、次の人が対象となります

①	肢体不自由の障害(1～3級)、視覚障害(1～2級)、聴覚障害(2級)の人
②	要介護認定(要介護3以上)の人
③	精神障害者保健福祉手帳(1～2級)を所持する人
④	療育手帳(AおよびB)を所持する人
⑤	障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受ける難病患者
⑥	町に「ひとり暮らし高齢者」として登録のある人で、名簿への登録を申請する人
⑦	高齢者(65歳以上)のみの世帯の人で、名簿への登録を申請する人
⑧	上記以外で町長が支援を必要と認めた人

※①～⑤に該当する人は、同意の有無にかかわらず、「同意確認書」の提出が必要です。同意確認書が届きましたら、役場防災交通課へ早急に提出してください